

浅原体験村の
管理運営に関する基本協定書（案）
（令和7年4月時点）

みどり市

目次		
第1章	総則	3
第1条	本協定の目的	3
第2条	指定管理者の指定の意義	3
第3条	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	3
第4条	信義誠実の原則	3
第5条	用語の定義	3
第6条	管理物件	3
第7条	指定期間及び本協定期間	3
第2章	管理業務の範囲と実施条件	4
第8条	管理業務の範囲	4
第9条	業務範囲の変更	4
第3章	管理業務の実施	4
第10条	管理業務の実施	4
第11条	開業準備	4
第12条	第三者による実施	5
第13条	管理物件の修繕等	5
第14条	緊急時の対応	5
第15条	情報管理	5
第16条	行政手続	6
第17条	暴力団の排除	6
第18条	苦情処理	6
第4章	備品等の取扱い	6
第19条	甲による備品等の貸与等	6
第20条	乙による備品等の購入等	7
第5章	業務実施に係る確認事項	7
第21条	事業計画書	7
第22条	事業報告書	7
第23条	甲による事業実施状況の確認	7
第24条	甲による業務の改善勧告	7
第6章	指定管理料及び利用料金等の取扱い	8
第25条	指定管理料の支払い	8
第26条	指定管理料の変更	8

第27条	利用料金の取扱い	8
第28条	利用料金の決定	8
第29条	会計の区分	9
第30条	利益の還元等	9
第31条	赤字の補填等	9
第7章	損害賠償及び不可抗力	9
第32条	損害賠償等	9
第33条	第三者への賠償	9
第34条	保険	9
第35条	不可抗力発生時の対応	10
第36条	不可抗力によって発生した費用等の負担	10
第37条	不可抗力による一部の業務実施の免除	10
第8章	指定期間の満了	10
第38条	業務の引継ぎ等	10
第39条	原状回復義務	10
第40条	備品等の扱い	11
第9章	指定期間満了時以前の指定取り消し等	11
第41条	甲による指定の取消し	11
第42条	乙による指定の取消しの申出	12
第43条	不可抗力による指定の取り消し	12
第44条	指定期間終了時の取扱い	12
第10章	その他	12
第45条	職員の雇用	12
第46条	権利・義務の譲渡の禁止	12
第47条	連絡調整会議等の設置	12
第48条	管理業務の範囲外の業務	13
第49条	請求、通知等の様式その他	13
第50条	協定の変更	13
第51条	解釈	13
第52条	疑義についての協議	13
第53条	裁判管轄	13
別紙1	用語の定義	15
別紙2	管理物件	16
別紙3	備品等	17

浅原体験村の管理運営に関する基本協定書

みどり市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、浅原体験村（以下「本施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設の適正かつ円滑な管理運営を行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対しサービスを提供するにあたっての効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本施設の管理業務が、利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、信義を重んじ、対等な立場のもと互いに協力し本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 乙が管理する施設及び設備等（以下「管理物件」という。）は、別紙2に定めるとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（指定期間及び本協定の期間）

第7条 乙が管理する指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31

日までとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、当該取消しの日までとする。

- 2 本協定の期間は、前項に規定する期間とする。
- 3 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第2章 管理業務の範囲と実施条件

（管理業務の範囲）

第8条 管理業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本施設の利用許可に関する業務
 - (2) 本施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、本施設の管理に関する業務で市長が必要と認めるもの。
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、浅原体験村管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（業務範囲の変更）

第9条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって、第8条に定めた管理業務の範囲の変更について協議を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めがあった場合は、甲又は乙は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 管理業務の実施

（管理業務の実施）

第10条 乙は本協定、年度協定、関係法令等のほか、仕様書及び事業計画書等に従って管理業務を実施するものとする。

- 2 本協定、仕様書及び事業計画書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、仕様書、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、サービスの提供並びに本施設及び設備の維持管理について事業計画書等にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書等に示された水準によるものとする。

（開業準備）

第11条 乙は、指定期間の開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始日に先立ち、甲に対して管理

施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第12条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理物件の修繕等)

第13条 乙は、管理物件の修繕、増築、移設、意匠の変更等（以下「修繕等」という。）を行う場合は、甲に協議し承諾を得るものとする。

- 2 管理物件の修繕等については、甲が自己の費用及び責任において実施するものとするが、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む）未満のものについては、乙が自己の責任において実施することができる。
- 3 前項の規定に基づき、乙が管理物件の修繕等を行った場合、当該箇所に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙はその権利を主張することができないものとする。

(緊急時の対応)

第14条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第15条 乙又は管理業務の全部又は一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びみどり市個人情報保護条例（平成18年条例第9号）の規定に準拠し、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、管理業務の実施にあたり作成、取得又は保有した文書については、みどり市情報公開条例（平成18年条例第8号）の規定に準じて公開に努めなけ

ればならない。

- 4 乙は、管理業務の実施にあたり乙が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においてもみどり市文書管理規程(平成18年訓令第7号)に準じ保存しなければならない。

(行政手続)

- 第16条 乙は、みどり市行政手続条例(平成18年条例第11号)の規定に基づき、管理業務の実施に当たり、行政運営における公正の確保と透明性の向上のために必要な措置を講じなければならない。

(暴力団の排除)

- 第17条 乙は、みどり市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)の規定に基づき、管理業務の実施に当たり、暴力団排除のために必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

- 第18条 乙は、管理業務の遂行に関し、苦情があったときは、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処しなければならない。
- 2 乙は、苦情の内容処理の経過及び結果について記録し、甲に報告するものとする。

第4章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与等)

- 第19条 甲は、別紙3に示す備品等(I種)(以下「備品等(I種)」)というを、無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中において、備品等(I種)を常に良好な状態に保つとともに、これを業務運営の目的以外に使用してはならない。
- 3 備品等(I種)が経年劣化等により買換え・修理等が必要な場合は、甲が自己の費用及び責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲と乙の協議により、乙が実施できるものとする。
- 4 備品等(I種)が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲と乙の協議により当該物品の取扱いを決めるものとする。
- 5 乙は、故意又は過失により備品等(I種)を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 6 乙は、備品等(I種)に変更等が生じた場合は、速やかに甲に報告するとともに、備品等管理台帳により、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙の任意により自己の費用で購入又は調達した備品等(以下「備品等(Ⅱ種)」という。)を、管理業務実施のために供することができるものとする。

第5章 業務実施に係る確認事項

(事業計画書)

第21条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第22条 乙は、毎年度終了後、甲が指定する期日までに、管理業務に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 管理業務に係る経費の収支状況に関する事項

(4) 自主事業の実施状況に関する事項

(5) 前4号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、前項に規定するもののほか、甲が必要とする資料の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

3 乙は、前二項の規定とは別に、毎月の利用実績及び利用料金の収納状況等について、甲に報告するものとする。

(甲による事業実施状況の確認)

第23条 甲は前条により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う管理業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による管理業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る経費の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第24条 甲は、前条による確認の結果、乙の管理業務の実施状況等について、

適切に実施されていないと判断した場合は、期日を定めて、乙に管理業務の適正な履行や改善等の必要な措置を講じることを勧告するものとする。（以下「改善勧告」という。）

- 2 乙は、前項の改善勧告を受けた場合は、甲と協議の上、改善方法及び日程等を定めた改善計画書を作成し、速やかにその達成に努め、その結果を甲に報告しなければならない。

第 6 章 指定管理料及び利用料金等の取扱い

（指定管理料の支払い）

第 25 条 甲は、指定期間中の本業務実施の対価として、乙に対して毎年度、甲の予算の範囲内で指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う毎年度の指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

- 3 乙は、指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 30 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第 26 条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動等により当初合意された指定管理料が不適當となったと認めたときは、相手に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（利用料金の取扱い）

第 27 条 乙は、本施設にかかる利用料金（以下、「利用料金」という。）を収受し、これを乙の収入とするものとする。

- 2 乙は、災害その他利用者の責めによらない理由により本施設を利用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、利用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、甲の承認を得て、利用料金を還付することができる。

（利用料金の決定）

第 28 条 利用料金は、乙が、浅原体験村条例（平成 18 年条例第 149 号）に規定する利用金額の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

（会計の区分）

第 29 条 乙は、本施設の管理業務に係る会計規定を定めるとともに、本施設の会計事務を他の経理事務から区分し、帳票類を分けるとともに本施設の会計事務が明らかになるようにしておかなければならない。

2 乙は、本施設に係る現金の管理を金融機関に専用口座を設け管理しなければならない。

(利益の還元)

第 30 条 乙は、第 22 条に定める事業報告書において、指定管理料を含めた年間の収入が支出を上回った場合、その上回った額の取り扱いについては甲と協議のうえ次のとおり取り扱うこととする。

(1) 当該年度の指定管理料以下の金額については、その全額を甲に返還する。

(2) 当該年度の指定管理料を超える金額については、その 2 分の 1 を甲に返還する。

(赤字の補填等)

第 31 条 第 22 条に定めた事業報告書において、収支に赤字が生じた場合、甲は、補填等の対応はしないものとする。

第 7 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 32 条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 33 条 管理業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 34 条 管理業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 管理業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 賠償責任保険

(2) その他業務に付随する保険

(不可抗力発生時の対応)

第 35 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

2 乙は、事前に非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 36 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険又は交付金等により補填された金額相当分については、甲の負担に含めないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲乙協議のうえ、費用負担を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 37 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可効力の発生により管理業務の一部が実施できなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により管理業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 38 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができる。

3 乙は、甲からの前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 39 条 乙は、本協定の終了までに、指定管理開始日を基準として管理物件を

原状に回復し、甲に対して管理物件を引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第 40 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等 (Ⅰ種) については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 備品等 (Ⅱ種) については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第 9 章 指定期間満了時以前の指定取り消し等

(甲による指定の取り消し)

第 41 条 甲は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 244 条の 2 第 1 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

- 3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 4 第 1 項の規定により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止されたことにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、甲又は当該第三者にその損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第 42 条 乙は次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき(一方的な仕様変更等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。)
- (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (4) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第 43 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 44 条 第 38 条から第 40 条の規定は、第 41 条から第 43 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、その限りではでない。

第 10 章 その他

(職員の雇用)

第 45 条 乙は、管理業務を行うため、新たに職員を雇用する場合にあっては、極力、みどり市に住所を有するものを採用するように努めるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 46 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(連絡調整会議等の設置)

第 47 条 甲と乙は、管理業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置することができるものとする。

2 甲と乙は協議の上、前項の連絡調整会議等に、関連する企業、団体、外部

有識者、市民等を参加させることができるものとする。

（管理業務の範囲外の業務）

第 48 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、自主事業の実施条件等を別途定めることができるものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第 49 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

（協定の変更）

第 50 条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

（解釈）

第 51 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第 52 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第 53 条 本協定に関して訴訟等が生じたときは、前橋地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地
名 称 みどり市
代表者 みどり市長 須藤 昭男 印

乙 所在地
名 称
代表者 印

別紙1 用語の定義

- 1 「仕様書」とは、浅原体験村管理運営業務仕様書、同仕様書添付資料及びそれらに係る質問・回答のことをいう。
- 2 「事業計画書等」とは、本施設の指定管理者の申請にあたり、乙が提出した事業計画等の資料及び第21条に規定する事業計画書のことをいう。
- 3 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- 4 「不可抗力」とは、以下の事由をいう。
 - (1) 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他の甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に起因する減収、損失その他の事象は不可抗力に含まない。ただし、国若しくは地方自治体等からの休業要請があった場合を除く。
- 5 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- 6 「利用料金」とは、本施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 施設 ○管理棟 (みどりの館)

○貸し農園

○コテージ

Aタイプ (4人用) 3棟

Bタイプ (8人用) 1棟

Cタイプ (10人用) 1棟

○そば打ち体験施設 (つどいの館)

○バーベキューハウス

(2) 設備等 ○本施設建物内の設備等

○本施設敷地内の給排水その他既設の施設・設備、外構・植栽等

○屋外広告物

別紙3 備品等

(I種)

N0	品 名	数 量	保管場所	備 考
1	石臼（自動）	1	管理棟（みどりの館）	
2	冷凍冷蔵庫	1	管理棟（みどりの館）	
3	冷凍庫	1	管理棟（みどりの館）	
4	電子レンジ	1	管理棟（みどりの館）	
5	食器洗浄機	1	管理棟（みどりの館）	
6	フライヤー	1	管理棟（みどりの館）	
7	ガステーブル	1	管理棟（みどりの館）	
8	ゆで麺機	1	管理棟（みどりの館）	
9	蕎麦こね機	1	管理棟（みどりの館）	
10	米サイロ	1	管理棟（みどりの館）	
11	炊飯器	2	管理棟（みどりの館）	
12	作業台	2	管理棟（みどりの館）	
13	1 槽シンク	1	管理棟（みどりの館）	
14	1 槽水切シンク	2	管理棟（みどりの館）	
15	盛り付け台	1	管理棟（みどりの館）	
16	下げ膳台	1	管理棟（みどりの館）	
17	脇台	1	管理棟（みどりの館）	
18	ソイルドテーブル	1	管理棟（みどりの館）	
19	クリーンテーブル	1	管理棟（みどりの館）	
20	計量カップ（2L）	1	管理棟（みどりの館）	
21	秤（4kg）	1	管理棟（みどりの館）	
22	電気ポット	3	管理棟（みどりの館）	
23	ステンレス棚	1	管理棟（みどりの館）	
24	ロッカー	4	管理棟（みどりの館）	
25	軽量棚	3	管理棟（みどりの館）	
26	座卓	11	管理棟（みどりの館）	
27	食卓テーブル	2	管理棟（みどりの館）	
28	座椅子	40	管理棟（みどりの館）	
29	座布団	40	管理棟（みどりの館）	
30	食卓用椅子	8	管理棟（みどりの館）	
31	大型ストーブ	1	管理棟（みどりの館）	
32	ティーサーバー	1	管理棟（みどりの館）	
33	冷水機	1	管理棟（みどりの館）	
34	引違い棚（中）	2	管理棟（みどりの館）	
35	引違い棚（大）	1	管理棟（みどりの館）	
36	金庫	1	管理棟（みどりの館）	
37	両開き棚	1	管理棟（みどりの館）	
38	ファイリングキャビネット	1	管理棟（みどりの館）	
39	両袖机	1	管理棟（みどりの館）	

40	片袖机	2	管理棟（みどりの館）	
41	椅子	3	管理棟（みどりの館）	
42	ホワイトボード	1	管理棟（みどりの館）	
43	ローカウンター	1	管理棟（みどりの館）	
44	ローコーナー	1	管理棟（みどりの館）	
45	タイムレコーダー	1	管理棟（みどりの館）	
46	液晶テレビ	1	管理棟（みどりの館）	
47	掃除機	1	管理棟（みどりの館）	
48	レジスター	1	管理棟（みどりの館）	
49	台車	1	管理棟（みどりの館）	
50	角盆	80	管理棟（みどりの館）	
51	食器類一式		管理棟（みどりの館）	
52	調理器具一式		管理棟（みどりの館）	
53	AED	1	管理棟（みどりの館）	
54	板鍬	15	貸し農園	
55	浅鍬	15	貸し農園	
56	ショベル（丸）	5	貸し農園	
57	ショベル（角）	5	貸し農園	
58	万能	3	貸し農園	
59	四ツ子	3	貸し農園	
60	ホームレーキ	3	貸し農園	
61	三角鍬	2	貸し農園	
62	草刈り鎌	15	貸し農園	
63	一輪車	5	貸し農園	
64	噴霧器	2	貸し農園	
65	コンテナ	10	貸し農園	
66	じょうろ（8L）	5	貸し農園	
67	ポリタンク（10L）	5	貸し農園	
68	耕耘機	1	貸し農園	
69	冷蔵庫	1	コテージAタイプ（コスモス）	
70	バーベキューセット	1	コテージAタイプ（コスモス）	
71	パイプ椅子	6	コテージAタイプ（コスモス）	
72	寝具セット	6	コテージAタイプ（コスモス）	
73	こたつ	1	コテージAタイプ（コスモス）	
74	こたつ布団	1	コテージAタイプ（コスモス）	
75	座布団	6	コテージAタイプ（コスモス）	
76	座卓	1	コテージAタイプ（コスモス）	
77	テーブル	1	コテージAタイプ（コスモス）	
78	椅子	6	コテージAタイプ（コスモス）	
79	カーテン	1	コテージAタイプ（コスモス）	
80	液晶テレビ	1	コテージAタイプ（コスモス）	
81	テレビデッキ	1	コテージAタイプ（コスモス）	
82	電子レンジ	1	コテージAタイプ（コスモス）	

83	トースター	1	コテージAタイプ (コスモス)	
84	ガスレンジ	1	コテージAタイプ (コスモス)	
85	炊飯器	1	コテージAタイプ (コスモス)	
86	電気ポット	1	コテージAタイプ (コスモス)	
87	ファンヒーター	1	コテージAタイプ (コスモス)	
88	ドライヤー	1	コテージAタイプ (コスモス)	
89	スリッパ入れ	1	コテージAタイプ (コスモス)	
90	掃除機	1	コテージAタイプ (コスモス)	
91	食器棚	1	コテージAタイプ (コスモス)	
92	食器一式		コテージAタイプ (コスモス)	
93	調理器具一式		コテージAタイプ (コスモス)	
94	風呂桶	1	コテージAタイプ (コスモス)	
95	風呂ふた	1	コテージAタイプ (コスモス)	
96	風呂椅子	1	コテージAタイプ (コスモス)	
97	冷蔵庫	1	コテージAタイプ (さざんか)	
98	バーベキューセット	1	コテージAタイプ (さざんか)	
99	パイプ椅子	6	コテージAタイプ (さざんか)	
100	寝具セット	6	コテージAタイプ (さざんか)	
101	こたつ	1	コテージAタイプ (さざんか)	
102	こたつ布団	1	コテージAタイプ (さざんか)	
103	座布団	6	コテージAタイプ (さざんか)	
104	座卓	1	コテージAタイプ (さざんか)	
105	テーブル	1	コテージAタイプ (さざんか)	
106	椅子	6	コテージAタイプ (さざんか)	
107	カーテン	1	コテージAタイプ (さざんか)	
108	液晶テレビ	1	コテージAタイプ (さざんか)	
109	テレビデッキ	1	コテージAタイプ (さざんか)	
110	電子レンジ	1	コテージAタイプ (さざんか)	
111	トースター	1	コテージAタイプ (さざんか)	
112	ガスレンジ	1	コテージAタイプ (さざんか)	
113	炊飯器	1	コテージAタイプ (さざんか)	
114	電気ポット	1	コテージAタイプ (さざんか)	
115	ファンヒーター	1	コテージAタイプ (さざんか)	
116	ドライヤー	1	コテージAタイプ (さざんか)	
117	スリッパ入れ	1	コテージAタイプ (さざんか)	
118	掃除機	1	コテージAタイプ (さざんか)	
119	食器棚	1	コテージAタイプ (さざんか)	
120	食器一式		コテージAタイプ (さざんか)	
121	調理器具一式		コテージAタイプ (さざんか)	
122	風呂桶	1	コテージAタイプ (さざんか)	
123	風呂ふた	1	コテージAタイプ (さざんか)	
124	風呂椅子	1	コテージAタイプ (さざんか)	
125	冷蔵庫	1	コテージAタイプ (さくら)	

126	バーベキューセット	1	コテージAタイプ（さくら）	
127	パイプ椅子	6	コテージAタイプ（さくら）	
128	寝具セット	6	コテージAタイプ（さくら）	
129	こたつ	1	コテージAタイプ（さくら）	
130	こたつ布団	1	コテージAタイプ（さくら）	
131	座布団	6	コテージAタイプ（さくら）	
132	座卓	1	コテージAタイプ（さくら）	
133	テーブル	1	コテージAタイプ（さくら）	
134	椅子	6	コテージAタイプ（さくら）	
135	カーテン	1	コテージAタイプ（さくら）	
136	液晶テレビ	1	コテージAタイプ（さくら）	
137	テレビデッキ	1	コテージAタイプ（さくら）	
138	電子レンジ	1	コテージAタイプ（さくら）	
139	トースター	1	コテージAタイプ（さくら）	
140	ガスレンジ	1	コテージAタイプ（さくら）	
141	炊飯器	1	コテージAタイプ（さくら）	
142	電気ポット	1	コテージAタイプ（さくら）	
143	ファンヒーター	1	コテージAタイプ（さくら）	
144	ドライヤー	1	コテージAタイプ（さくら）	
145	スリッパ入れ	1	コテージAタイプ（さくら）	
146	掃除機	1	コテージAタイプ（さくら）	
147	食器棚	1	コテージAタイプ（さくら）	
148	食器一式		コテージAタイプ（さくら）	
149	調理器具一式		コテージAタイプ（さくら）	
150	風呂桶	1	コテージAタイプ（さくら）	
151	風呂ふた	1	コテージAタイプ（さくら）	
152	風呂椅子	1	コテージAタイプ（さくら）	
153	冷蔵庫	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
154	バーベキューセット	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
155	パイプ椅子	10	コテージBタイプ（ひまわり）	
156	寝具セット	10	コテージBタイプ（ひまわり）	
157	こたつ	2	コテージBタイプ（ひまわり）	
158	こたつ布団	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
159	座布団	10	コテージBタイプ（ひまわり）	
160	座卓	2	コテージBタイプ（ひまわり）	
161	テーブル	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
162	椅子	5	コテージBタイプ（ひまわり）	
163	カーテン	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
164	液晶テレビ	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
165	テレビデッキ	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
166	電子レンジ	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
167	トースター	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
168	ガスレンジ	1	コテージBタイプ（ひまわり）	

169	炊飯器	2	コテージBタイプ（ひまわり）	
170	電気ポット	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
171	ファンヒーター	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
172	ドライヤー	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
173	スリッパ入れ	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
174	掃除機	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
175	食器棚	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
176	食器一式		コテージBタイプ（ひまわり）	
177	調理器具一式		コテージBタイプ（ひまわり）	
178	風呂桶	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
179	風呂ふた	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
180	風呂椅子	1	コテージBタイプ（ひまわり）	
181	冷蔵庫	1	コテージCタイプ（あじさい）	
182	バーベキューセット	1	コテージCタイプ（あじさい）	
183	パイプ椅子	12	コテージCタイプ（あじさい）	
184	寝具セット	12	コテージCタイプ（あじさい）	
185	こたつ	2	コテージCタイプ（あじさい）	
186	こたつ布団	1	コテージCタイプ（あじさい）	
187	座布団	12	コテージCタイプ（あじさい）	
188	座卓	4	コテージCタイプ（あじさい）	
189	テーブル	2	コテージCタイプ（あじさい）	
190	椅子	12	コテージCタイプ（あじさい）	
191	カーテン	1	コテージCタイプ（あじさい）	
192	液晶テレビ	1	コテージCタイプ（あじさい）	
193	テレビデッキ	1	コテージCタイプ（あじさい）	
194	電子レンジ	1	コテージCタイプ（あじさい）	
195	ガスレンジ	1	コテージCタイプ（あじさい）	
196	炊飯器	2	コテージCタイプ（あじさい）	
197	電気ポット	2	コテージCタイプ（あじさい）	
198	ドライヤー	1	コテージCタイプ（あじさい）	
199	スリッパ入れ	1	コテージCタイプ（あじさい）	
200	掃除機	1	コテージCタイプ（あじさい）	
201	食器棚	1	コテージCタイプ（あじさい）	
202	食器一式		コテージCタイプ（あじさい）	
203	調理器具一式		コテージCタイプ（あじさい）	
204	脱衣所棚	1	コテージCタイプ（あじさい）	
205	風呂桶	2	コテージCタイプ（あじさい）	
206	風呂ふた	1	コテージCタイプ（あじさい）	
207	風呂椅子	2	コテージCタイプ（あじさい）	
208	のし板（大）	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
209	のし板（中）	20	そば打ち体験施設（つどいの館）	
210	こね鉢	20	そば打ち体験施設（つどいの館）	
211	麺棒	20	そば打ち体験施設（つどいの館）	

212	麺切包丁	20	そば打ち体験施設（つどいの館）	
213	駒板	20	そば打ち体験施設（つどいの館）	
214	まな板	20	そば打ち体験施設（つどいの館）	
215	石臼（手廻）	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
216	作業机	30	そば打ち体験施設（つどいの館）	
217	スチール棚	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
218	パイプ椅子	90	そば打ち体験施設（つどいの館）	
219	パイプ椅子用台車	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
220	スノコ	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
221	下駄箱	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
222	ガスレンジ	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
223	薬缶	2	そば打ち体験施設（つどいの館）	
224	冷蔵庫	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
225	ブラインド	1	そば打ち体験施設（つどいの館）	
226	作業台	1	バーベキューハウス	
227	1 槽シンク	1	バーベキューハウス	
228	鉄板	4	バーベキューハウス	
	以下余白			